

相談窓口担当者のための
「多文化」ってこういうこと

= 子どもの教育 編 =

2017年3月

公益財団法人 愛知県国際交流協会

呼び寄せた子どもは何年生？

【公立小中学校への入学・編入学】



生まれてからずっと中国で暮らしていた子どもを、3月に日本へ呼び寄せました。4月から、地元の公立学校へ通わせたいのですが、どうしたらいいですか？
今11歳で、中国では5年生でした。日本では何年生になるのでしょうか？



この事例では話されていますが、このような相談があった時はまず、次のことを確認しましょう。

- 子どもの年齢
- 母国でどこまでの教育課程を修了しているか
- 母国の教育制度
- 子どもの日本語能力
- 来日時期

原則として、日本では子どもの年齢に応じて、小学校や中学校の相当学年に入学・編入学することとなっています。しかし、母国と日本との学校年度の違いや、義務教育期間の違いなど、制度が異なるために編入学する母国の学年と一致しない場合があります。

また、日本語能力が十分でない等の事情により、年齢相当の教育課程を受けることが適切でないと判断された場合は、1年(あるいはそれ以上)下の学年に編入することもあります。その場合、学年を重ねて1年(あるいはそれ以上)遅れて順々に進級していくこととなります。

このケースでは、まず保護者に日本の教育制度の概要と、公立の学校へ入学・編入学するための手続きの流れ(→P.20)を説明した上で、居住地の市町村教育委員会に問い合わせるように伝えましょう。

例えばこの事例の場合、中国ではほとんどの地域で日本と同じ6・3・3制で、義務教育期間は小学校6年間と初級中学(日本の中学校に相当)3年間ですが、農村部などの一部地域では5・4・3制(義務教育期間は小学校5年間と初級中学4年間)を取っているところもあります。

また、中国の学校年度は9月から始まります。就学年齢は6歳からですが、日本が前年の4月2日～当該年の4月1日までに満6歳になった子どもが小学校1年生になるのに対し、中国ではその年の8月31日までに満6歳となった子どもが9月1日から1年生になります。なお、就学年齢に関しても、農村部では7歳からというように、地域により異なることがあります。

出身地の教育制度や本人の学習履歴を詳しく聞くなどして、確認する必要があります。

さらには、外国人児童生徒の場合、日本語の能力も学習面及び学校での生活面で大きな問題となります。(→P.52, 58) そこで、文部科学省では、子どもの学力や日本語能力を適宜判断し、柔軟な対応をすることが望ましいとしています。(→P.41)

保護者が入学・編入学について不安を感じているようであれば、学校とよく相談するように伝えましょう。

「定住外国人の子どもに対する緊急支援について(通知)」全文 (文部科学省HPより)

20文科初第8083号

平成21年3月27日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長

各都道府県知事

殿

附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局長

金森越哉

昨今の景気後退を背景に、日系ブラジル人等の定住外国人の雇用状況が厳しくなっており、ブラジル人学校等に通学しているこれらの者の子どもの就学が困難になりつつあることが懸念されています。

このような状況を踏まえ、文部科学省では、本年1月30日に、平成20年度中に講ずべき施策を中心に取りまとめた「定住外国人の子どもに対する緊急支援 ～定住外国人子ども緊急支援プラン～」(別添1参照)を公表するとともに、3月27日に、平成21年度以降に講ずべき施策を中心に取りまとめた「定住外国人の子どもに対する緊急支援(第2次) ～定住外国人子ども緊急支援プラン～」(別添2参照)を公表いたしました。

文部科学省においては、これらのプランに基づき、外国人の子どもたちの就学機会の確保を図るため、公立小学校・中学校等(以下、「学校」という。)への円滑な受入れなど必要な施策を講じておりますので、貴職におかれても、地域の実情を踏まえつつ、下記の取組を中心に、本プランの内容を踏まえた定住外国人の子どもへの受入施策の充実に努められるよう、お願いします。

また、「外国人児童生徒教育の充実について」(平成18年6月22日文部科学省初等中等教育局長通知)(別添3参照)において示されている各事項についても、引き続き、取り組まれますよう、念のため申し添えます。

なお、都道府県教育委員会にあっては域内の市町村教育委員会(特別区教育委員会を含む。以下同じ。)に対し、都道府県知事にあっては域内の私立学校に対し、附属学校を置く各国立大学の学長にあっては管下の附属学校に対し、この旨を周知願います。

記

1. 定住外国人の子どもへの学校への円滑な受入れについて

教育委員会や学校においては、定住外国人の子どもへの受入れに当たり、地域の実情や学校における受入体制の状況を踏まえつつ、以下の方策を講じられたい。

- (1) 外国人児童生徒を受け入れる学校においては、外国人児童生徒のための日本語指導教室等を設けるなどして、日本語指導や適応指導を適切に行うこと
- (2) 外国人学校を退学するなどにより不就学となった外国人の子どもへの学校への受入れを促進するため、本人や保護者の希望に応じ、当該学校内に置かれている日本語教室等において、体験的に受け入れるなどして一時的に在籍させるとともに、本人の当該教室への在籍期間や本人、保護者の希望を踏まえ、適切な時期に正式に入学させるような取扱いを講じること
- (3) 学校においては、外国人の子どもへの受入れに際し、年齢相当の学年への受入れに限らず、一時的又は正式に下学年への入学を認める取扱いとすることが可能であることから、外国人の子どもへの学力や日本語能力等を適宜判断し、必要に応じこのような取扱いを講じること

2. 不登校の外国人児童生徒への対応について

教育委員会や学校においては、不登校の外国人児童生徒に対する適切な対応を図るため、学校と家庭、関係機関等と連携するなどして、学校復帰など社会的自立に向けて支援するとともに、地域の実情等を踏まえつつ、必要に応じて、以下の方策を講じられたい。

- (1) 学校に在籍する外国人児童生徒が学校不適応を起こして、不登校となっている場合、教育支援センター(適応指導教室)の実情に応じて受け入れることを検討すること
- (2) 学校教育法施行規則第56条、第79条等に基づき、当該児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施することを検討すること

3. その他

上記1及び2において記載した各事項の実施にあたっては、上記のプランに記載されている国の事業の活用が可能であることから、適宜、これらの事業を活用した実施方策について検討されたい。

(別添1) 定住外国人の子どもに対する緊急支援～ 定住外国人子ども緊急支援プラン～

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/004/1296672.htm

(別添2) 定住外国人の子どもに対する緊急支援(第2次)～定住外国人子ども緊急支援プラン～

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/004/1296674.htm

(別添3) 外国人児童生徒教育の充実について (PDF: 16KB)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/004/002/001.pdf

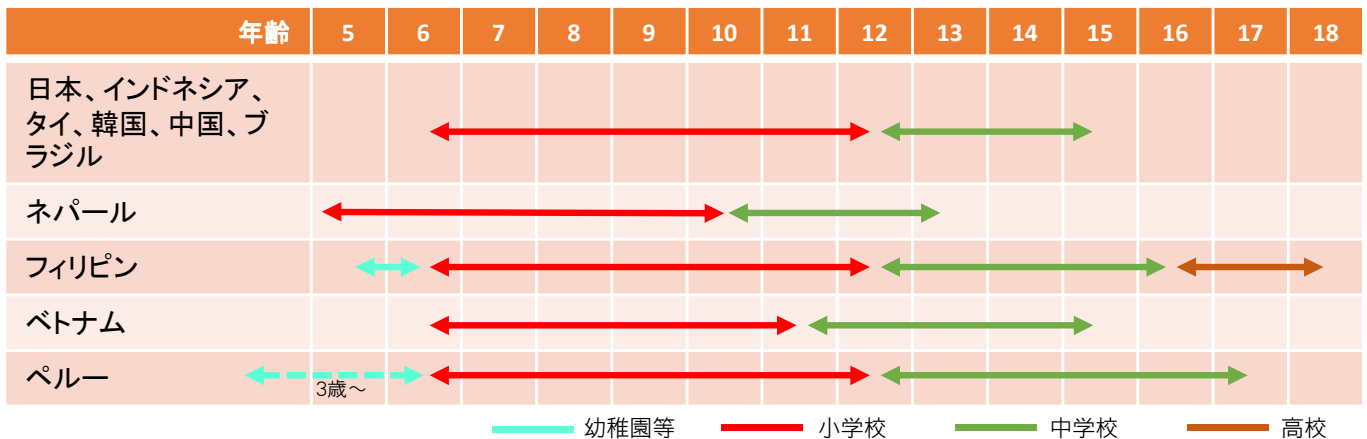
義務教育期間と年齢

日本の義務教育は小学校6年間、中学校3年間の計9年間ですが、海外では異なることも多く、また、法改正があったり、同じ国内でも地域・学校ごとに違うところもあります。

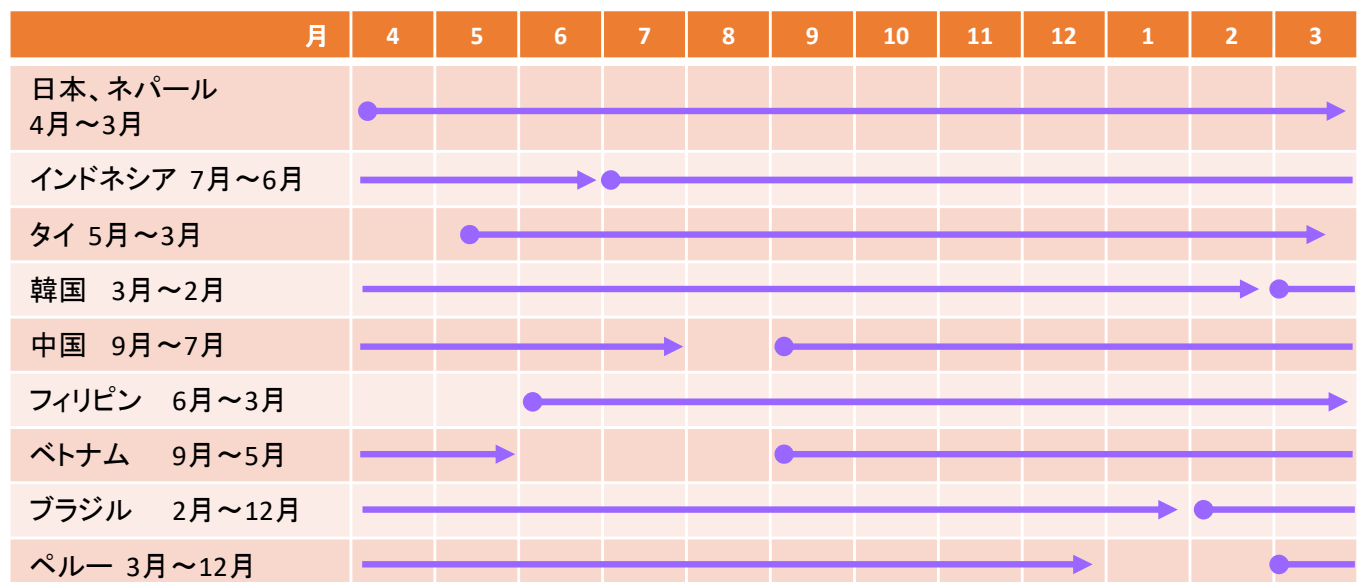
例えば、フィリピンは幼稚園1年間と高校2年間も義務教育とされる1-6-4-2制を取っています。ペルーでは3歳からの就学教育の期間も義務教育とされていますし、アメリカでは州により6-3-3制、5-3-4制、6-2-4制など異なる制度を取っています。また、義務教育の概念が国によって異なることもあります。

学校年度も、日本のように4月から始まる国は少なく、9月始まりや、1月、2月始まりなど様々あり、子どもの就学年齢の基準も同様に異なります。(→P.26)

◇ 主な国の義務教育年齢 一般的な状況を紹介しています。地域によっては、年齢が多少前後する場合があります。



◇ 主な国の学校年度 一般的な状況を紹介しています。



母国での学習の進捗状況や日本語能力による編入の特例措置

市町村や学校により、子どもの母国での学習の進捗状況や日本語能力、勉強に対する意欲などを考慮して、希望すれば該当する学年の一つ下の学年への編入を認める場合があります。これを**下学年編入**（→P.35）といいます。また、中学校の場合、卒業後の高校進学に向けての準備期間を設けるため、一部の学校では、3年生の途中で編入した子どもが、もう一度3年生を経験できるという**原級留置**（→P.35）を認めることもあります。

しかし、これらの特例措置には、メリットとデメリットの両方があります。

メリットは、日本の学校や学習に適応しやすくなるとともに、日本語や教科の学習面で時間的猶予ができることです。

デメリットは、しばらくして日本語能力などが他の子どもたちに追いついたため、元の学年に戻りたいと思っても、容易には戻れないことです。年齢が下の子どもたちの中で、自分だけ背が高く体格が良いことを気にしたり、年齢が下の子たちとは会話の内容や興味が合わず違和感を感じる子もいます。

また、スポーツが得意な子どもが試合や大会に出ようと思っても、年齢制限に引っかかり出場できないなど、同学年の子どもたちより年齢が上であるだけで不利益な状況に陥ることもあります。

目先のことだけを考えず、どうしたらその子どもにとって一番良いのかを多方面から考慮することが大切です。

呼び寄せられた子どもたち

外国人の家族の中には、日本で暮らしている親と離れて、母国で祖父母や親戚に育てられている子どもがいます。親の日本での就労生活を安定させるためであったり、両親が離婚したために経済的な事情で親子で暮らすことが難しかったためだったり、その背景は様々です。

親が日本に就労目的で来ることは、海外でお金を稼がねばならない母国の経済的な事情が大きな理由ですが、子どもを国に残して来日するのには、親戚一同が協力しながら子育てをするという価値観があることも影響していると思われます。

親の日本での生活が安定したり、結婚・再婚などで子どもを育てることのできる環境が整ったりして、そうした子どもを来日させることを「呼び寄せ」といいます。（子どもだけでなく、配偶者や親などを海外から来日させる「呼び寄せ」もあります。）特に中国やフィリピンなど、アジアの国からの呼び寄せのケースが多く見られます。

呼び寄せられた子どもたちの多くは、母国で日本語に触れたことがないまま来日し、日本での慣れない生活や学校での勉強と並行して、急いで日本語も習得しなければならないという厳しい状況となります。また、これまで一緒に暮らしてきた祖父母や親戚、仲良くしてきた友達などと離れ、淋しい思いをする子もいるでしょう。せっかく親と一緒に暮らせることになったのに、日本での生活に馴染めなかったり、自分の将来が不安になって、帰国してしまう子どももいます。

親の立場としては、「最初から日本と一緒に連れて来たかったがどうしてもできない事情があった」、「母国の親戚が育てられなくなったので、やむを得ず呼び寄せることとなった」など、様々な理由によってこれまでともに暮らせなかった子どもに対し申し訳なく思っている場合があります。少しでも早く生活や学校に慣れてもらい、日本で幸せに暮らせるようになってほしいと望む親の声を多く聞きます。

せっかく子どもを呼び寄せたのに、残念な結果にならないためには、来日する子どもたちが感じる戸惑いや不安をできるだけ早く解消し、安心して学校生活を送れるように、保護者だけでなく、学校や地域などが連携して子どもをサポートすることが大切です。

公立小学校への入学・編入学の際に学校から伝えるといいこと

海外から来日した子どもを公立小学校に入学や編入学させるには、保護者が居住する市区町村の役所または教育委員会へ行き、日本の学校への入学を希望する意思があることを伝え、申請します。その際、子どもと保護者それぞれの在留カードや特別永住者証明書の提示が必要です。手続きはいつでも受け付けています。(→P.20)

その後、所定の学校へ行き、入学・編入学の手続きを行います。その際に、環境や子どものこれまでの学習履歴などを確認した上で、今後の学校生活等について、学校と保護者とよく話し合います。

学校からは、日本人の保護者なら当然知っているはずのことでも、学校での生活の内容やルールなど、保護者と知っておいてほしいことを丁寧に伝えてあげましょう。

また、保護者が学習や学校生活について不安を感じるような様子なら、その場で学校に質問したり、相談できるような時間を設けてあげるといいでしょう。



<学校での手続きの際に確認することなど>

◇ 学校から保護者に確認することの例

- ・出身国、地域
- ・家族構成・家庭環境
- ・来日履歴
- ・日本語能力
- ・母国での学習履歴、学力
- ・母国の学校生活
- ・母語、家庭内言語
- ・健康状態
- ・アレルギー
- ・宗教的な制限(食事、服装、男女の接触等)
- ・将来の展望(日本に永住する、数年後に帰国する等)

◇ 学校から保護者にできる限り伝えるべきことの例

- ・学年及び学習内容
- ・学校生活
- ・必要物品
- ・学校行事

入学式、始業式、運動会をはじめ、海外の学校ではあまり行わない行事が意外と多くあります。

・学校のルール

休み際には保護者から学校へ連絡する、宿題をきちんと提出する等、日本人にはあたりまえと思われることも知らない場合が多いため、説明しておく必要があります。

・費用(積立金・給食費・PTA会費など)

義務教育期間中は教材費を含め、費用負担のない国があるため、きちんと説明する必要があります。

・通学方法

集団登・下校はなく、保護者が送迎したり、スクールバスを利用したりする国があり、馴染みのない人が多いため、注意が必要です。

プレスクール

豊橋市や知立市、小牧市をはじめ、愛知県内の市町村では、小学校の新1年生になる外国人の子どもたちを対象に、初期の日本語を習得しながら、日本の学校生活について学ぶプレスクールを実施しているところがあります。(→P.38) 運営主体は、教育委員会や国際交流協会、NPOなど地域により異なります。

プレスクールに通うことにより、ひらがなが読めるようになったり、本読みが楽しくなったりして、学校に行くことが楽しみになる子どもも多くいます。また、これから小学校に上がる子どもたちの情報が、プレスクールから就学先の学校にも届くので、入学後の指導がよりスムーズになる効果もあります。就学に不安を感じている子どもや保護者には、プレスクールを紹介しましょう。

プレスクール実施の有無については、市町村教育委員会にお問い合わせください。

公立中学校への入学・編入学

中学校への入学・編入学の手続きも、基本的には前述の小学校の手続きと同じ(→P.20)ですが、編入する際、高校への進学に向けて学力面と日本語能力の面とでより細やかな配慮が必要となります。

中学校3年生になる年齢で来日し、それまで日本語の勉強をしたことがない子どもの場合、高校へ進学するために子ども本人の相当の努力と、親や学校など周囲からかなりのバックアップが必要です。たとえ、母国の学校で入試に必要な基礎学力を身につけていても、日本語で書かれた試験問題を読んで理解し、解答を書くことができる日本語力を短期間で身につけるのは、非常に難しいと思われます。必要に応じて、**下学年編入・原級留置**(→P.35, 43)などの柔軟な対応を検討するといいいでしょう。

日本では、6歳～15歳が義務教育期間です。15歳で来日した子どもは、中学3年生に編入することが考えられますが、市町村により対応は異なります。

日本の中学校へ編入学できない場合で、高校進学を希望する際には、**中学夜間学級**(→P.38)に通って中学卒業資格を取得したり、**中学校卒業程度認定試験**(→P.37)に合格し、高校入学資格を得る方法があります。

中学夜間学級は、夜の時間帯に授業が行われる公立中学校の夜間学級で、日本の義務教育修了年齢を超えている、中学校を卒業していない等の要件を満たしている人を対象としています。

現在、愛知県内には次の中学夜間学級があり、多くの外国人生徒が通っています。

「中学夜間学級」

- ◇授業日時 週3回(原則 月・水・金) 午後6時～午後8時30分
- ◇授業場所 愛知県教育会館3階 他 ◇修業年限 2年
- ◇授業料 無料
- ◇教科書 名古屋市内公立中学校で使用されているもの(無償で支給)
- ◇問合せ先 公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団 教育振興課 中学夜間学級担当
名古屋市中区新栄1-49-10 愛知県教育会館
TEL:052-242-1588 URL:<http://aichi-kyo-spo.sakura.ne.jp/education/yakan/yakanchuugaku.html>

また、中学校卒業程度認定試験は、何らかの事情で中学校を卒業していない満15歳以上の人や、満15歳に達するが年度の終わりまでに卒業できない見込みの生徒等について、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するために国が行う試験です。合格者には高等学校の入学資格が与えられます。日本の国籍を有しない、中学校就学年齢より上の子どもも受験できます。

なお、日本にある外国人学校は法律で定められている学校ではないことから、外国人学校の中学校を卒業しても、日本の公立高校への進学のための条件は満たしません。その場合、中学校卒業程度認定試験に合格するか、夜間中学へもう一度入って、卒業するなどする必要がでてきます。

日本の高校への進学を希望する場合は、入学資格を得るために、早めに日本の小学校や中学校へ編入の方がいいでしょう。

海外から来たばかり。 日本の高校へ入学したい！

【高校受験・進学】



子どもを高校に進学させたいと思っています。
子どもは母国タイで中学校を卒業し、3月に来日しました。日本語はほとんどできません。
子どもが入れる高校はありますか？ 家庭の経済状況はあまり良くないので、できれば費用のあまりかからない学校だと助かります。



- 母国の教育制度を確認し、日本の高校受験の資格があるか確認しましょう。
- 日本の高校の制度や受験、費用などについてきちんと説明しましょう。
- 日本語能力がほとんどなければ、日本の公立高校へは入学できません。高校進学に向け、まずは日本語をしっかり身につけるように伝えましょう。

子どもに日本語能力がほとんどないと、日本の公立高校への入学は難しいです。仮に入学できたとしても、高校生活においても、ある程度の日本語力がなければ勉強についていけず、進級できないなどの恐れもありますし、友だちや先生とのコミュニケーションが難しく、有意義な学生生活を送ることができないことも心配されます。

そういったことを踏まえ、保護者には、まずは子どもに日本語を身につけるよう伝えましょう。

また、高校進学の際に入試が必要なかったり、高校でも無償で学べたりする国・地域がありますので、日本の教育制度や、日本では公立高校でも費用がかかること、実際にどれくらい必要であるのかも説明しておきましょう。家庭の経済状況により高校の費用を支払うことができないという場合は、就学支援金などの情報（→P.47）も併せて提供しましょう。

なお、海外の中学校を卒業していても、日本の高校に進学できる要件を満たしていない場合があります。P.45の「公立中学校への入学・編入学」でも紹介しているとおり、教育制度が違うことにより、年齢や就学期間が異なり、高校進学に必要な条件を満たしていない場合は、受験に先立ち**中学校卒業程度認定試験**（→P.37）に合格することが必要です。

この事例の場合、「できれば費用のあまりかからない」高校を希望ということですが、日本語能力がないことが大きな障害となります。

高校受験の試験問題を読んで理解し、正しく解答するためには、しっかりと日本語を身につける必要があります。そのため、来日後すぐに高校に進学することは困難だと思われます。

子どもが日本での高校生活を円滑に過ごすためには、進学を1年遅らせても、地域日本語教室などで受験に必要な日本語力をつけることが大切であるとアドバイスしましょう。日本語教室の中には、高校受験に向けた勉強を中心に行っているところもあります。

なお、この相談では、なぜ高校に行かせたいのか述べられていません。今後日本に定住するか、将来どんな仕事につきたいかなどによって、行く高校の種類も異なります。日本語の学習と並行して、高校の情報を集めて、親子でよく話し合う機会を設けるよう伝えましょう。

来日直後の高校入学・編入学について

中学校卒業後に来日し、日本語の勉強をしたことがないということであると、進学するには子ども本人の相当の努力と、親や周囲のサポートが必要となります。

高校入学後も、日本語能力を十分身につけることができなければ授業についていけなくなったり、他の子どもたちともコミュニケーションがうまく取れなかったりして、学校生活から気持ちが離れてしまうことも心配されます。高校での学習内容は、中学校に比べて専門的で、広範囲にわたるので、進級・卒業するには学習習慣を身につけて、主体的に学ぶ意欲を持ち続ける必要があります。

こうしたことを考えると、慌てず、着実に日本語を学びながら、受験や高校生活のための準備をする方が子どもにとっていい場合もあります。

公立高校の受験に年齢の上限はありません。本人が年下の子どもたちと一緒に学ぶことに抵抗があったとしても、後の高校生活をより有意義に過ごすことができるよう、十分に準備してから受験するように提案することも大切ではないでしょうか。

高校受験のない国がある

高校進学システムは国によって様々です。中等教育が中高一体であることによって高校進学そのものが存在しなかったり、義務教育であることによって入学試験がなく希望する全ての生徒を受け入れられるようになっていたり、修了試験を受け合格すれば進学が可能となっていたりと、多様です。

高校入試のない国から来日した外国人にとっては、入試は未知のものです。まず、高校に入学するには入試に合格しなくてはならないということから、進学に向けてのスケジュールを丁寧に説明することが大切です。

◆ 高校に進学するために入試がない国の例：ネパール、ペルー

外国人児童生徒への特別な配慮

愛知県では、一定の条件を満たした外国人の子どもは、**外国人生徒等選抜**（→P.23, 34）という制度を利用して受験することができます。この制度では、国語・数学・英語の3教科で、漢字にルビの付いた問題で試験を受けることができます。平成29年度現在、愛知県内でこの選抜を実施している公立高校は9校です。（→P.84）

また、高校の定時制課程の前期選抜でも、条件を満たせば漢字にルビのついた問題で学力検査を受けることができます。

これらの情報は、愛知県教育委員会のホームページに多言語で掲載されています。

「高等学校への入学」

<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kotogakko/0000027366.html>（外国人の皆さんへ）

高校入学への資金援助

来日したばかりの子どもだけでなく、日本で育った外国人の子どもたちの中には、経済的に余裕がないため、中学校卒業後、就職する子どもたちもいます。高校進学のための経済的な負担を軽減する方法としては、国公立問わず、高等学校等に通う一定の収入額未満の世帯の生徒に対して、授業料に充てるため、国が高等学校等就学支援金を支給する制度があります。

詳しくは、文部科学省のホームページに掲載されています。

「高校生等への修学支援」 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/